

目次

第3章 基本理念と基本目標	1
3-1 基本理念	1
3-2 基本目標と施策体系	3

第3章 基本理念と基本目標

3-1 基本理念

本市では、平成 17 年 3 月に「第 1 次日進市地域福祉計画」を策定し、その基本理念として「できることからはじめます！思いやり・助け合い、にっしん幸せまちづくり」を掲げました。この基本理念は、その後の「にっしん幸せまちづくりプラン(第 1 期)」にも引き継ぎ、この基本理念に基づいて地域福祉を推進してきました。

この基本理念には、「市民一人ひとりが地域福祉の主役になる」、「お互いを認め合い、共に生きるまちをつくる」、「地域での自立を支援する」、「無理なく楽しく行動し、継続する」という 4 つの思いが込められています。これらの考え方は、20 年近く経った今も重要なものです。特に「お互いを認め合い、共に生きるまちをつくる」という思いは、社会福祉法第 3 条で規定している福祉サービスの基本的理念「個人の尊厳の保持」にも通じる、大切な価値観です。

近年では、令和 3 年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の改正により、事業者による障害者への合理的配慮の提供が義務化され、令和 5 年 6 月には「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が施行されました。これにより、個人の尊厳や基本的人権の保障が以前にも増して重視されています。また、平成 29 年 3 月に「障害福祉サービスの利用に関する意思決定支援ガイドライン」が策定されて以降、意思決定支援に関する各種のガイドラインが策定される中で、意思決定支援の考え方が強調されるようになり、本人の意思を最大限に尊重する支援体制の構築がより求められています。

令和 3 年 4 月に施行された改正社会福祉法により「重層的支援体制整備事業」が創設され、本市でも令和 6 年度から事業に着手しました。この事業は、様々な専門支援機関と連携・協働し、属性や世代を問わず誰でも利用できる相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に進めていく事業で、その推進にあたって、市や社協が担う責任と役割はこれまで以上に重要となります。

以上の昨今の背景を踏まえ、これまでの基本理念とそこに込められている想いを尊重し、本計画の基本理念を以下のように設定します。

気づき・つながり・ともに創る、にっしん幸せ共生社会

	基本理念に込めた考えや想い
気づき・つなぎ・ともに創る	<ul style="list-style-type: none"> ●複雑かつ複合的な地域生活課題を抱えている人・世帯や、孤独であったり孤立していたりする人・世帯等に対して、地域社会や事業者等が、まずは“<u>気づき(発見)</u>”、<u>深刻な状態になる前に専門機関等に“つないでいく”</u>ことの大切さを、そして、地域共生社会における多様な個々やグループが役割を持ち、互いに協力し合ってより良い社会を作り上げていくという志向を“<u>ともに創る</u>”という言葉で表現しています。 ●“気づき”という言葉の中には、地域共生社会では、多様な個々に対して立場や考え方を理解すること、互いの違いを尊重することが求められており、地域住民の福祉のこころを育むことで地域福祉に対する理解を広めることが重要であるという考えも包含しています。 ●“つなぎ”という言葉の中には、つなぐ側だけでなく、つながれる側の相談支援機関（専門機関）等が責務を自覚し、断らない相談をしっかりと進めていく姿勢・意志の大切さや、多様な専門職・専門機関が連携してつながる・協働することの必要性も包含しています。 ●“ともに創る”という言葉には、地域の問題を一部の人々だけの問題ではなく、地域全体で取り組む課題ととらえ、すべての地域住民が互いの違いを尊重し合いながらそれぞれの立場で力を合わせて地域をより良くするためのステップを作り出すことを示しており、地域住民一人ひとりが地域福祉の主役であり、その責任と役割を持つという意味が込められています。
にっしん幸せ共生社会	<ul style="list-style-type: none"> ●全ての人自分らしく生きることができ、互いに尊重し合って強調して生きていくことができるように、地域共生社会の実現に向けた想いを、「にっしん幸せまちづくりプラン」という地域福祉計画・地域福祉活動計画の愛称と関連させた言葉で表現しています。



3-2 基本目標と施策体系

基本理念の実現に向けて地域福祉を推進していく上で重要な柱として3つの基本目標を設定し、社会福祉法第107条に規定されている市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項を勘案しながら、基本目標ごとに推進すべき施策を位置づけます。

基本目標 1

人権の尊重と福祉のこころの醸成

年齢や国籍、出身、性別、障害の有無等で差別されることなく、すべての人の基本的人権が尊重され、誰もが住み慣れた地域で、いつまでも安心して暮らし続けることができる地域社会であることが何よりも大切です。

このため、基本的人権が尊重され、誰もが地域で当たり前で暮らせる地域社会をめざし、すべての人が尊厳ある個人として人権が尊重される社会意識と市民一人ひとりの福祉のこころを育みます。

基本目標を実現させるための施策

- | | |
|-------|----------------|
| 施策 01 | 意思決定支援や権利擁護の推進 |
| 施策 02 | 福祉への理解・啓発活動の推進 |

基本目標 2

包括的な相談支援体制の構築と福祉サービスの充実

社会的に孤立していたり、生きるうえでの困難や生きづらさを抱えていたりするものの、既存の制度の対象となりにくいケースや、いわゆる「8050問題」や「ダブルケア」といった個人・世帯が複数の地域生活課題を抱えており、包括的に関わっていくことが必要なケースなど、複雑かつ複合化した地域生活課題に対応していく必要性が高まっています。

このため、支援が必要であるにもかかわらず自ら申し出ない・申し出せない人々も含め誰一人取り残すことなく、必要な相談支援や福祉サービスにアクセスできるような包括的な支援体制の構築の実現をめざします。また、多様化・複合化するニーズに対応した分野横断的な断らない相談支援や多機関協働、アウトリーチなどを通じた継続的な支援などの体制づくりや福祉サービスの充実を図ります。

基本目標を実現させるための施策

- | | |
|-------|-----------|
| 施策 03 | 相談支援体制の構築 |
| 施策 04 | 福祉サービスの充実 |

基本目標
3

地域福祉を支える人づくり・活動支援

誰もが住み慣れた地域で、いつまでも安心して暮らし続けることができる地域社会の実現や生活の質の確保を実現するためには、市や社協、福祉関連事業者等が提供する福祉サービスのみならず、地域住民が主体的に関わり合う地域福祉のまちづくりが必要です。そのためには、担い手となる人材の発掘・育成が大切です。また、安否確認や見守り活動、身近な生活支援活動、つどいの場活動など、住民による住民のための地域福祉活動が市内各地で多様な展開されているようになっていくことが求められます。さらに、多様な人向けの多様な居場所づくりや属性や世代を超えてあらゆる人々が参加しやすいインクルーシブスペースを確保していくことも大切です。

このため、地域の多様な人々や団体が「支え手」「受け手」という関係を超えて「我が事」として多様な地域福祉活動や居場所づくりに参画し、人と人、人と社会資源が世代や分野を超えて横断的につながる地域社会をめざし、こうした地域社会を支えていく人づくりと地域福祉活動の支援、相互ネットワークの場・機会づくりを進めます。

基本目標を実現させるための施策

- 施策 05 地域福祉を支える担い手の発掘・育成
- 施策 06 地域福祉活動の支援と社会資源のネットワーク・協働
- 施策 07 多様な地域住民が集う場づくり